平成21年9月16日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)															
	1番	松	田	俊	和	2番	原	槙	和	彦	3番	松	尾		仁
出席議員	4番	漆	原	悦	子	5番	中	Щ	五	雄	6番	矢重	助丸	博	文
(10名)	7番	井	上	正	宣	8番	伊	東	盛	雄	9番	岡		光	廣
	10番	吉	富		隆										
欠席議員 (0名)															
地土口公计	町		長	插	演	勇	平		教育長	職務代	理者	鶴	田	良	弘
地方自治法 第121条の	会計	管 珥	書者	泄	出	豪	文		総	務 課	長	江	頭	典	雄
規定により	住民	;課	長	隺	日	直	輝		健康	増進誤	長	江	П	正	光
説明のため	税務	課	長	É	濱	博	E		企真	画 課	長	北	島		徹
会議に出席	建設	課	長	江	崎	文	男		福着	业 課	長	岡		義	行
した者の職	産業商	新工 記	果長	渡	邊	昭	秋		教育	育 課	長	大	隈	忠	義
氏名	文化	; 課	長	原	i H	大	介		子ど	も安全記	果長	Ш	原	源	弘
- V	農業委員	会事務	涓長 ———	褔	島	日出	夫.								
職務のため 出 席 し た 事務局職員	議会事	事務 局	号長	小	、 野	清	人		議会	事務局係	 系長	石	橋	英	次

議事日程 平成21年9月16日 午前9時30分開会(開議)

	議事日程 半成	21年 9 月 16日
追加日程第1	佐賀東部緩復	衝緑地等維持管理協議会における委託契約について
日程第1	議案審議	
	議案第46号	平成21年度上峰町一般会計補正予算(第3号)
日程第2	議案第47号	平成21年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第3	議案第48号	平成21年度上峰町老人保健特別会計補正予算(第2号)
日程第4	議案第49号	平成21年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1
		号)
日程第5	議案第50号	平成21年度上峰町土地取得特別会計補正予算(第1号)
日程第6	議案第51号	平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)
日程第7	議案第52号	上峰町税条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第53号	上峰町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第54号	上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第55号	平成20年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第11	議案第56号	平成20年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
		について
日程第12	議案第57号	平成20年度上峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ
		NT.
日程第13	議案第58号	平成20年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
		定について
日程第14	議案第59号	平成20年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定につ
		NT.
日程第15	議案第60号	平成20年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計歳入歳出
		決算認定について
日程第16	議案第61号	平成20年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定
		について
日程第17	議案第62号	上峰町教育委員会委員の選任同意について
日程第18	議案第63号	上峰町教育委員会委員の選任同意について

午前9時28分 開議

議長(吉富 隆君)

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りをいたします。ただいま岡光廣議員から佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会における委託契約についての動議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(吉富 隆君)

異議なしと認めます。

追加日程第1 佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会における委託契約について 議長(吉富 隆君)

追加日程第1.佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会における委託契約について、これを議題といたします。

提出者よりの説明をお願いいたします。

9番(岡 光廣君)

皆さんおはようございます。それでは、動議について、ただいまから申し上げたいという ふうに思います。

平成21年9月16日

上峰町議会議長 吉 富 隆 様

上峰町議会議員 松田俊和 上峰町議会議員原植和彦上峰町議会議員漆原悦子上峰町議会議員井上正宣上峰町議会議員 知光廣上峰町議会議員矢動丸博文

佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会における委託契約について

一般質問の中で佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会について答弁されているが、先日来の常任委員会の所管事務調査結果と照らし合わせて、これは重大な案件である。しかも、吉野ヶ里町、佐賀東部中核工業団地関係企業も関係したことなので、以下の件について審議をお願いしたく動議とするものである。

- 1 会長及び事務局についての申し合わせ事項に準じてされなかったのはなぜか
- 2 町長の推薦により指名したものが入札することが指名競争入札と呼べるのか
- 3 5月12日に起案した書類を6月23日まで決裁しなかったのはなぜか
- 4 指名願に記載してある住所に存在しない業者を指名したのはなぜか
- 5 なぜ入札直前になって担当課長、副課長を異動させたのか

以上のことで今回動議提出ということになったわけでございます。皆さん方の審議のほど をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(吉富 隆君)

ただいま9番岡光廣議員より動議の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

4番(漆原悦子君)

一般質問等でも確認をいたしましたが、覚書はありますかということで、ありませんということでしたが、昨日の9番議員の質問の中で、会長及び事務局についての申し合わせ事項に沿って審議がされて決められていないということを発言されておりました。この分について事務局というか、担当課のほうで、町長は知らないということでしたが、引き継ぎの中で書類がありますということを回答されておりますので、その辺で質問をしていきたいと思います。

まず1点目、私の質問のときに要求書類の中で公園管理業務というのを企画課長のほうからいただきました。この分で、公園管理業務の1のところに指名競争入札により業者を選定(通常の入札、発注業務)ただし業者の指名は旧町村単位で各1社ずつとしているため、変更するのであれば協議が必要となるという項目が入っております。ここのところを課長のほうからはサインペンで印をつけてきちっと私のほうにいただいたわけですが、この分でお聞きをします。

この解釈によると、私自身は質問のときにも言いましたが、町村単位で1社ずつとなれば町に本社のある業者と判断をしておりますが、変更するのであれば協議が必要となるという部分の、この協議というのはどういう意味でしょうか。今回、本社がなくて営業所があるところに、香椎さんですね、香椎さんは佐賀営業所となっておりますので、そちらにされた理由をお聞かせください。

町長(武廣勇平君)

4番漆原悦子議員の御質問でございます。

昨日、この佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会事務局事務引継書というものが前企画課長のほうから引き継ぎがなされているという旨でお話になられたということですが、この事務引継書、私就任以来、一度も見たことがございませんでした。その中で、この佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会の発注には町村から1社推薦ということを申し聞いておりましたので、その中で、この香椎造園さんが町内業者であるということで私は推薦させていただいた次第でございます。

今、これを緑地管理事業、別紙2の 、漆原議員言われましたように、指名競争入札により業者を選定、ただし、業者の指名は旧町村単位で各1社ずつとしているため、変更するの

であれば協議が必要となるというふうに書かれておりますけれども、これを見ましても私は 町内の業者から 1 社推薦したということでございまして、何らどこが問題なのかということ を逆に問わせていただきたいということでございます。

以上です。

4番(漆原悦子君)

じゃあ、今問題はないと言われましたけれども、今まで東部緩衝緑地が始まって相当たつわけですよね、何十年かたっていようかと思いますが、その中にあって緩衝緑地というものの経営母体というんですかね、吉野ヶ里町 旧三田川町、それから東脊振村、それから上峰町、1村2町でやっとったわけですよね。そのときからの成り行きだと思うんですけれども、こういう中にあって管理は地元業者でやるというのが内々の、聞いている限りではそういうふうに受け取れるんですけれども、私が間違っていなければそういうふうにとれるんですが、今回初めて、まして所管事務調査の報告によると営業形態がなされていないというふうな、営業形態がなされていないと言えば失礼かもしれませんけれども、報告してある住所に会社がないというふうなことになっていますので、その部分をまずお聞かせください。

町長(武廣勇平君)

4番漆原悦子議員の御質問でございます。

私は、旧町村単位で各1社ずつということで、これが町内地元業者というふうな記載もございませんし、町内の業者から推薦したということで、口頭で私先ほども申しましたが、町内業者から1社推薦するということを就任間際聞かせいただいて、その旨で推薦させていただいただけです。

実は、この異動が終わった後にも所管の企画課にも尋ねましたが、その時点においても、 恐らく4日ぐらい前だったと思いますが、こういった事務引継書、こういった取り決めがあ るということは確認していないということで聞いておりました。

また、後段で言われた営業所についてですけれども、税務課のほうで一応私も調査をさせていただきました。その部分を説明させていただきたいと思います。

昭和51年1月9日に2026の2という番地、土地がございました。その2年後、昭和53年3月29日、香椎造園佐賀営業所が設立され届けられたということです。そして、昭和54年4月29日、2026の2という番地が2026の2と2026の9に分筆されました。そして、昭和59年4月9日、2026の9が2026の9と2026の11に分筆されたという経緯がございます。

また、この営業所なんですけれども、法人税については、均等割分と法人税割分が毎年ずっと納付されており、その納付主体の住所は2026の2であり、国土調査に基づく分筆であったということであります。これは、私の就任前からずっと業者の住所が変わらず法人税が納められていたわけでありまして、営業所住所の誤記についての指導責任が私の身に求められるというのはおかしいと私自身は判断しています。

以上です。

4番(漆原悦子君)

法人税等が滞りなく払われたということですよね。これはいろんな会社で確かにあります、 そういうこともですね。私も知っておりますけれども、お金を払えばいいというわけでもあ りませんよね。ただ、じゃあ実体についてお聞きします。

その佐賀営業所ですね、私たちが所管事務調査でいただいた書類の中には本社の指名競争ですか、あの書類と営業所の地図をいただいておりますね。そしたら、そちらの部分で業者の一覧の中には佐賀営業所と住所と電話番号等を書いてありますが、基本は本社で申請するというのが基本だろうと思いますが、この佐賀営業所の営業形態、書類とか、そういう部分は別紙添付とか委任状とか、いろんな意味で書類提出はあっているんでしょうか、それともそういうのが上峰町で把握されていますか。

建設課長(江崎文男君)

先ほどの漆原議員の御質問ですけれども、指名願の中においては営業所の一覧表、それと その営業所に係る委任状、委任状の中には入札、契約等、すべて委任するという委任状があ ります。営業所関係については、その委任状と営業所一覧表のみだと思います。

町長(武廣勇平君)

委任状と営業の実態がないというところで答弁させていただきたいんですが、この業者さんが法人税割というものを払っておりまして、事業をされているということのあかしだというふうに私は理解しています。

4番(漆原悦子君)

確かに営業形態がなくても営業はやれます。それはわかっております。だけれども、今回の場合、事の発端は町内業者を選定するか、町内に登録した業者をすべての中から選定していいのかという問題がまず1つあると思うんですよね。今ずうっと一般質問からのやり取りを聞いて判断をしておりますが、その中で、その部分はじゃあ問題ないとしますけれども、じゃあ、佐賀営業所あったとして、そこの営業責任者とか営業とか電話とか、いろいろありますよね、そういう事務手続等に支障はないのですか。

建設課長(江崎文男君)

建設課サイドのほうからですけれども、まず、指名願の提出がございます。その中には先ほど言いましたとおり、営業所、そこに委任状がついているところ、ついていないところあります。その実体と申しますけれども、営業所の実体につきましては、建設業法の中には営業所の実体としては、そこで営業をされることのできる施設となっておりますので、決して、ただ営業所がそこにあるから、それが営業所として認められるかと言われますと、それは認められないようになっております。

ただ、実体につきましては、昨日、一昨日私のほうからも回答いたしましたけれども、あ

くまでも指名願の中に書かれているところに営業所があるか、ないかの調査までしかうちは しておりません。その実体で、そこの地番に書かれているところについては営業所はないと いう報告をしているところでおります。ただ、向こうが書かれている営業所がどこにあるか というところまでうちとしては調べる必要はないかと思いますけれども。

4番(漆原悦子君)

じゃあお聞きします。今、確かに営業はできます。電話は転送だとか、ファクスとかいろいるありますので、仕事はできます。税金を払っていればその地域で営業もできますが、そもそも先ほどから言っているように、地元業者を使ったのか、営業所を含めたところまでを地元業者と判断したかの違いと私は思っておりますので、これは今後ずうっと確認をしていかなくてはまだいけない作業だと思っております。

続けてよろしいですかね。

それと同時に、私が一般質問をしたときに町の推薦だから町長さんの推薦ですよね。町長さんの推薦により指名した人が入札をしています、向こうのほうにですね。佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会の中で。今事務局が上峰ということなんですが、その部分で私が入札の経緯の書類の要求をしましたが、いまだに届いていないというのはなぜか、理由はあるんでしょうか。

町長(武廣勇平君)

先日、4番漆原議員の御質問の中で資料の提出を求められました。その旨について企画課に指示し、今資料を作成し、きょう朝届くということで確認は議員さんとはしておりましたけど、その部分について、一切出すなとか、そういったことを言ったこともございませんし、いつでも出す用意はできておりますし、ただ、今現在準備ができていないというふうに私は理解するしかないと思っています。

4番(漆原悦子君)

資料提出がおくれているというのはですよ、この部分というのは、結局、入札をした分の 経緯ですよね、金額がどうだったとか、入札どうしましたと書類はあるわけですよね。言う なれば、言ったらその日のうちでも出ると私は思っております。

町長(武廣勇平君)

私も当日、その質問を受けた日に資料をそのまま開示するようにと課長に指示をしたんですけれども、業者の入札の書類というものをそのままコピーしてお渡しするということが企業の情報というところで難しいということで、一覧表にして作成しますという回答を得ました。今、膨大な資料の中から一覧表にする時間がかかっているというふうに私は理解しております。

4番(漆原悦子君)

じゃあ、時間がかかるということですので、そのついでに、じゃあ続けてお願いをいたし

ます。

所管事務の調査の中で5年分の開示がされておりますので、よければ5年分ないし10年分 ぐらいさかのぼって、その部分まで出していただけませんでしょうか、町長は開示をすると おっしゃっていましたので。

町長(武廣勇平君)

まさに当日御質問を受けたときに10年分、5年分、両方つくってお出しするようにと私も 指示いたしました。きょうの午前中にはできるというふうに聞いておりましたので、この議 会中に出せるというふうに考えております。

4番(漆原悦子君)

じゃあ、今度は町長じゃなく質問をさせていきます。申しわけございません。議長もしくは副議長に御確認をしたいと思いますが、佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会、一般質問の中でも言ったんですが、こちらの協議会には町の代表として3名のみが参加されております。こういう中で、こういう大事なことがいろいろ入札の問題とか起きているわけですが、その会議の中でこういうのは今までずうっと流れてきたとすれば、とても大きな問題だと思うんですが、こういうふうな1社推薦とかいろいろありますが、そういう内容というのは開示、その協議会に参加している議員さんというんですか、委員さんというですかね、その方たちは皆さん御存じだったんでしょうか。(「どっち」と呼ぶ者あり)じゃあ、副議長にお聞きします。

9番(岡 光廣君)

漆原議員の件ですけれども、実は内容的に明確に知ったのは、7月30日の佐賀東部緩衝緑 地等維持管理協議会の一応協議の中で、いろいろ質問して資料提供があって内容的に初めて 把握ができたということです。

先ほど、要するに業者選定云々について御質問等があっておりましたけれども、この分については、基本的に私たちがこの協議会の中のメンバーに加わった時点から申しますと、要するに旧三田川町、東脊振村、上峰町ということで、その当時、これがスタートしておりますので、その時点から正式な書類は見ておりませんけれども、会議の席上では、その町村内にある会社を基本として、要するに各町からですね、例えば、上峰町からであれば1社、元三田川町であれば1社、東脊振村で1社ということで取り決めがされていたというふうに記憶をしております。そういうことでありますので、内容的に知ったのは7月30日、隣接町村の吉野ヶ里町の議員さんからの件が我々のほうに申し出があってから初めてこれが内容的に詳しくわかったという状況であります。

以上でございます。

4番(漆原悦子君)

内容はわかりました。ちょっと書類をもう少し見ないとわからないところもありますので、

資料提出を要求して、終わります。

議長(吉富 隆君)

ただいま執行部のほうから資料が出てきていますので、議員の皆さんに配付したいという ふうに思いますので、いましばらくお待ちをいただきたいというふうに思います。

〔資料配付〕

議長(吉富 隆君)

資料を提出しましたので、お目通しをお願いしたいというふうに思います。

傍聴者の方は静かにしていただかないと出てもらいますよ、こんな大事な協議中に。

9番議員の説明に補足をさせていただきます。

私も5年、6年前から協議会には出席をしてまいりました。そういった中で、取り決めということはなかなかその文書は出てこなかったんでありますが、この問題が発覚をしたのはよその町 吉野ヶ里町と申し上げておきましょうかね の議員さんから言われて初めて私も気づいたところでございます。

というのはですね、申し合わせ事項は申し合わせ事項として、地元業者さんにというふうなことで首長さんクラスがお決めになったようでございます。そういった中で、これが発覚したのも他の町からでございまして、特に今、旧東脊振、旧三田川町、上峰、それに東部工業団地の企業の方々が入っておられます。負担金も企業からも出ております。そういった関係上、大きな問題であるよという指摘を受けましたので、7月30日の協議会で質問をさせていただきました。その中で初めてこの問題が表に出てきたところでございます。しかしながら、この問題については、本当に協議会としても、これは修正をするべきであるということでお願いはしてあります。

ただ、これは執行部の方にお願いをしておりますので、事務局は今上峰町でございますので、上峰町がやっぱり指導力を発揮していただかなければならないと。我々の町が何で財政力があるかというと、工業団地の応分の税金をいただいておりますので、ただ、他の町にも企業にも迷惑をかけることはできない。これは明らかにするべきだということで、その協議会では説明をしたところでございますし、この協議会というのが1年に2回しかございません。7月の月に事業報告がなされます。その中で前年度の入札関係等々の落札業者等々も出てまいります。本年度については、こういう他の町からの意見が出ましたので、お願いをして書類を出していただきました。そういう形態の中で、非常にこれは大きな問題であるというのは協議会で質問をさせていただいております。

と申し上げますのが、20年度の事業報告、それと、21年度の入札の単価が5項目については1円も違っておりません。大きな問題として協議会としては取り上げております。そういう実態の中で、なぜうちが所管事務をしたかと申し上げますと、よその町から出たということで所管事務調査の依頼をしたところでございます。そういうことで御理解をいただければ

というふうに思います。

以上でございます。

ほかに質疑はございませんか。

2番(原槙和彦君)

ただいま資料をいただきましたけれども、これはちょっと絶句に値するような入札状態じゃないですか。

それから、協議会の規約というものが、18年の3月1日設置と、その前の18年以前ですね、 17年度以前の運営状況、その説明をひとつ求めます。

それから、この規約の中において指名競争入札云々という字句は一切入っておりませんが、 これも第4章の第16条、ここの解釈について説明をお願いします。

以上です。

議長(吉富 隆君)

原槙議員さんよかですか、指名競争入札というのはここに入っていますよ。(「規約の中にですか」と呼ぶ者あり)はい、入っていますよ。申し合わせ事項のほうで入っとっですね(「申し合わせでしょう」と呼ぶ者あり)はい。(「だから、私は規約の中のことでお尋ねしております」と呼ぶ者あり)答弁をお願いいたします。

企画課長(北島 徹君)

お尋ねの第4章の第16条についてでございますが、この件に関しましては、このまま、要するに、各町の行政で行っている事務事業の執行と同じような取り扱いで行うということで解釈をいたしております。

以上でございます。(「もう1件、規約前のあり方について」と呼ぶ者あり)

これは、ちょっとはっきりとここで断言は御勘弁願いたいと思いますが、合併する以前から協議会の規約というものが存在していたというふうに当然思いますが、規約の内容につきましては、ほとんど変更はあっていないのではないだろうかという予想をしております。

町長(武廣勇平君)

2番原槙和彦議員の御質問でございますが、第4章第16条、今見ましても町の条例に準ずるということで書いてありまして、課長言いましたように変更はないということだろうと思いますが、町の条例に準じた場合においても、町の条例等で5,000千円以上において指名審査委員会を開き入札をするということの記載のみでございまして、この佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会というものですけれども、剪定や造園とか伐採とか、樹木管理とかいう比較的そういった簡易な小規模の維持管理に関する業務でございまして、小規模であればシルバー人材センターにお願いするような業務だというふうに理解しております。公園や庭園など築造するような本格的な造園工事ではないということでございまして、審査委員会にかかる対象ではないというふうに今理解しておるところでございます。

2番(原槙和彦君)

これは根本的な佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会の問題じゃないかと思います。余りにもこの規約ずさんじゃないですか。各町の条例によって維持管理の業務を進めていくと。各町の条例、規則とかけ離れているんじゃないですか。根本的にこの佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会の規約自体が次の申し合わせ事項あたりにおいても何で指名競争入札なんですか。予定価格、うちは5,000千円以上でしょうもん。これだけ分けて、どこに5,000千円以上の入札がありますか。何で指名競争入札をせにゃいかんかと、そういった申し合わせ事項があること自体に問題があるんじゃないですか、いかがですか。

町長(武廣勇平君)

おっしゃるように、1社推薦で指名競争入札を行っているんですけれども、すべて5,000 千円以下の工事ということ、1社推薦という制度の性格自体がなじまないものだと私も思っ ておりますが、就任後、初めてこういう申し合わせ事項があると、申し合わせ事項があると いうか、1町から1社推薦という中でこれまで何十年もずうっとやってきたと、そういうこ とを申し聞きまして私も推薦させていただいたわけでございます。

この性格、この佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会の制度のあり方については、今後、吉野ヶ里町とも協議を諮っていく必要があるというふうに考えております。

2番(原槙和彦君)

町長、これは責めじゃないんですよ。間違わないでください。これは今までやってきた協議会のあり方がおかしいと言っているんですよ。企画課長、やり方がおかしいと。(発言する者あり)やり方がおかしいとですよね、言われるとおり本当に指名競争入札ということになれば、何で町長が1社推薦しますか。しかも推薦された業者がすべてとっているんじゃないですか、違いますか、どこか違うところがあれば教えてください。

以上です。

町長(武廣勇平君)

議長さんのほうから先ほど平成20年、21年の落札額が同じだということでしたが、今、先 ほど企画課のほうで資料を持ってきたものを見ると同額で落札しているものが多々ございま す。私もこの1社推薦という制度の性格が本当におかしいなというところは共有しておりま す。

ただ、私は入札会に就任以来、一度も参加したことはございませんし、首長というものは そういう公共事業というものにタッチしてはならないというような思いの中で、そういう態 度をしてきたわけでございまして、そのことだけは申しつけ加えさせていただきたいと思い ます。

2番(原槙和彦君)

この資料を本当に見せていただければ皆さんもお気づきになると思います。これ言ってい

いか、悪いかわかりませんけれども、談合の疑いがあると。疑いがあるというふうに感じます。皆さん、この金額でこの業者ですべて同じような形で町から推薦された3社において、すべて3社がやっていると、金額も同じと。これは余りにもちょっとひど過ぎるんじゃないですか。こういったのが税金を、負担金を払った中での行政ですか。これは入札のあり方に問題がありはしませんか。担当の企画課長、いかがでしょうか。

企画課長(北島 徹君)

今現在の状態の前に、もともとこの工業団地ができました。それで、それを取り囲む緩衝緑地、それから中にある公園等の維持管理をどうするかというような協議の中で、地元の方々になるだけ入っていただこうという、当初はそういう趣旨で1町1村から1業者ずつというような話になったのではなかろうかというふうに1つは思っております。

その関係で、今現在も松葉の緑地組合、それから目達原の緑地組合、大曲と、それから上峰の社協、大塚製薬、そういうふうになるだけ地元の方々にもかかわっていただいて、この公園緑地を守っていこうという趣旨でそういうふうになってきたのではなかろうかというふうに思っています。

今現在のあり方ということでございますが、うちのほうも20年に吉野ヶ里町のほうから事務を引き継いで1年ちょっとしかたっておりません。そのあり方につきましては、今後その協議会の中で問題を提起いたしまして、どのようにしていくかということで協議会の中で御検討をしていただきたいというふうに考えております。

2番(原槙和彦君)

この規約の改正からですよ、本当に今行われている指名競争入札のあり方までについて申し合わせ事項等、これは随意契約でできるじゃないですか、1町ずつでも、これだけ分けてやっておけば3,000千円以上のとがありますか、ないじゃないですか。じゃあ、うちの条例に合わせれば5,000千円以上は入札ですけれども、5,000千円以下の分については随意契約できるじゃないですか、できるはず、できませんか。これは何に当たりますか、ちょっと教えてください。

議長(吉富 隆君)

私もこの協議会に出席をしておりまして、今、原槙議員さんの質問はごもっともであると 思いますが、若干勘違いされていると僕は思います。

と申し上げますのは、協議会と行政との入札の仕方というのは違うと僕は判断しています。 だから、指名競争入札ということでございますので、問題はここだと思います。町長の推薦 で本当にこれが指名競争入札と言えるかということであろうと思います。

だから、この申し合わせ事項というのは北島課長が先ほど説明したとおり、地元の業者さんにやっぱりとっていただこうというのが趣旨のようでございます。そのように私も聞き及んでおります。しかしながら、7月30日の協議会では、これは協議会として今のままではだ

めよと。これは修正をしてくださいというお願いはしておりますので、町としては5,000千円以上が入札云々という話もありますが、随意契約は1,100千円ですか、その程度になっているはずなんで随意契約はできません、これは。ただ、協議会の内容としては、問題点は大きく問題があります。指名競争入札でされておりますので、20年と21年の金額が1円も違わないということは大きな問題だと私も解釈をしております。だから、行政の入札のあり方と協議会の入札のあり方は違うと、このように僕は考えております。

ただ、負担金が出ておりますので、この問題がこのようになったんであろうと、こう解釈 をしておりますが、協議会できちっとした形をこれはとらせます。

2番(原槙和彦君)

指名競争入札の件についてはわかりました。

この内容についてお伺いいたします。

平成16年からずうっと出てきておりますけれども、契約額の中の1、2、3、4、5、7号、公園緑地というふうな形で入札実施されていると思います。業者名ほとんど一緒、金額ほとんど一緒、こういった中において私は先ほど言いました。これを談合の疑いがあるんじゃないかと、あるとは言っておりませんけれども、疑われるんじゃないかというようなことで、入札に関する予定価格から落札率等についての資料の要求いたします。いかがでしょうか。

町長(武廣勇平君)

今、原槙議員が申されました公園緑地、平成16年からずうっと一緒で、平成21年だけ違うわけですが、その入札、落札率等の書類については、すべてオープンにするつもりで私自身は思っております。

2番(原槙和彦君)

そしたら、その資料を出していただいてから、あとまた考えさせていただきますので、これで終わります。

議長(吉富 隆君)

ほかに質疑はございませんか。

5番(中山五雄君)

いろいろ今質問が出ておりますけれども、随意契約というのは今国そのものがこういうのはなくそうという話になっております。だから、この辺はですね、これは当然今後は入札をやるべきだと私はそう思います。それと、金額が同金額というのは確かに私もこう見てほとんど同じような金額になっておりますけれども、今年度だけが同金額になっているかと、そうじゃない。今、私資料をもらいましたけれども、これはずうっと16年度からほとんど同じような金額になっております。だから今年度だけじゃないと思います。だから、その辺もきちっとした調査をしてやっていかないと、今年度だけで私は武廣町長をかばうとか、かばわ

ないとかじゃなくて、今だけでここに集中して言うべきかなと。だから、ここで言うならば 言うことで全体的なことを調べていかないと私はだめじゃないかなと、そう思います。

以上です。

議長(吉富 隆君)

ほかに質疑はございませんか。

7番(井上正宣君)

5月12日に起案した書類を6月23日まで決裁しなかったことはどういうことなのか。

それから、町長の推薦により指名したものが入札するということ自体がですよ、この推薦 ということは別に推薦委員会か、指名なら指名委員会かございますか、御答弁をお願いしま す。

町長(武廣勇平君)

推薦委員会というものはございません。

また、前段で御質問された5月12日からということでございますが、平成21年5月に前企画課長から町内推薦委託業者を選定するような進言がございまして、1社推薦ということに違和感を覚えたものの、この佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会は旧三田川町、旧東脊振村、上峰町の町内業者から1社推薦するということになっていると聞きました。その後、5月12日から時間が大分かかったことについては、ちょうど先日もお話しましたように、6月議会は私にとっちゃ本当に大変な議会だったんです。井上先生、その議会の前にいろいろな協議を重ねる中でこういった入札、1社推薦ということにも違和感を覚えました。ここについても違和感があるまま決裁していいものかどうかというものを悩みました。

また、梅雨の時期もありまして、梅雨が終わった後でもいいんだろうというふうに考えておりました。その中で時間がたったというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

7番(井上正宣君)

1カ月間も決裁しないというのは、いかなる事情があろうとも、それは職務怠慢としか言いようがないわけですが、それで結構ですか。

町長(武廣勇平君)

決裁を1カ月間以上しないものも多々ございます。今も、先日も申しましたが、私の判断が必要なもの、緊急性がないものというものについては決裁をしないということもあり得るというふうに考えておりまして、時間をとってしっかりと中身に目を配らせていくということも町長の必要な作業だというふうに思っております。

7番(井上正宣君)

ここに1カ月以上決裁しなかった中で、6月22日に推薦願が出て、しかも翌日にその業者の推薦をされていますね。ここに非常に疑問を感じるわけですが、それ以前に推薦願が出ていた業者の方は何業者ございましたかね。

町長(武廣勇平君)

推薦願業者ですか、佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会に対する推薦願業者というものは 存在しないというふうに思います。町長の1社推薦でございます。

7番(井上正宣君)

町内にもこの書類を見るとほかに3業者ございますね。執行基礎さん、美国造園さん、栗山建設、この3社は指名願、出ておりませんでしたか。

建設課長(江崎文男君)

その3社については、一応指名願が出ていたという記憶をしています。出ておりました。 以上です。

7番(井上正宣君)

出ていたということですが、町長、今御答弁ではそれはなかったというようなことで、どうですか。

町長(武廣勇平君)

推薦願と言われましたので、この佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会に関して推薦願が出ている業者はないと答えたわけでございまして、上峰町の町発注工事に対する指名願、いわゆる指名願というものは今課長が答弁されたとおりなんだろうと思います。

7番(井上正宣君)

できるだけ町内業者を使ってやるということが私は一番ベターだと思っておりますが、6 月22日出された書類が翌日推薦されたというところに非常に疑問が生じるわけですが、どう いうわけで推薦されたのか、お伺いをいたしたい。

町長(武廣勇平君)

佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会は1社推薦というふうに、今、事務引継書を見ても書いておりますし、規約にも町の条例に準じるということで町長の推薦ということになっておりまして、この事務引継書、いわゆる申し合わせ事項、規約においても町長の1社推薦で推薦するということでございます。

指名願については、上峰町の町発注工事に対する指名願だというふうに私は理解しております。推薦をする経緯において指名願を考慮したことはございません。

7番(井上正宣君)

私が質問しているのは、この推薦業者の中でもですよ、以前から推薦業者の名前が挙がっておりますが、前日に推薦が出されて翌日に推薦されたというのはどういうことかということを聞いているんですが、余りにも、前日に出されたのを翌日というのはちょっと疑問が生じるわけですので、御答弁をお願いします。

町長(武廣勇平君)

繰り返しになりますけれども、推薦願ということは存在しませんで、指名願のことだろう

と思います。指名願については、町の工事でございます。これが本当に確かに22日、何で出ているのか私もわかりませんが、それは業者さんに聞いてみることしかできないと思います。 指名願が出されたことと、この協議会に関する町長推薦の判断には指名願、一切その判断の 材料として考慮したことはございません。香椎造園さんを私が推薦するという、この制度に も違和感を感じますけれども、そういう判断で推薦させていただきました。

7番(井上正宣君)

そういうこと、まだ私も完全に疑問が消えたわけじゃございませんが、町長が推薦をした 人が即指名業者と。そして、その指名された業者の方が指名競争入札の中で決定的に入札さ れたと、この件に関して企画課長どう思われますか。

企画課長(北島 徹君)

この一連の事務の流れにつきましては、従前からのとおり、うちのほうでは執行をいたしておりますので、協議会の事務のやり方ということで、このようになっているんではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

7番(井上正宣君)

ということは、この推薦というものはもう指名ということで受け取ってよろしいですか。 企画課長(北島 徹君)

実際、その業者さんが競争入札のほうに参加をされます。それと、その指名競争入札への 参加業者を推薦ということでございますので、事実上はそういうことになろうかと思います。 以上です。

7番(井上正宣君)

ということはですよ、ここに20年、21年入札価格が出ております。これを見る限り2番議員が申されましたとおり、談合の疑いがあるんじゃないかと、そういう数字が出ておるわけですが、そう解釈してもよろしいですか。

企画課長(北島 徹君)

私のほうがさきもってお答えをしておりますように、この佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会というものの出発点といたしまして、地元のみんなで緑地を守りながら工業団地に入ってきた企業とも仲よくやっていこうという趣旨で、この緑地の管理運営の検討をされたと。その中で先ほど申し上げましたとおり、地元のほうでなるだけやっていこうということで、しかも、そのほうが経費的にも安くなるというような判断のもとに当初そういうことで出発したというふうに聞いておりますので、この入札のあり方イコール、いわゆる談合というようなことにはならないというふうに私どもは考えております。

以上でございます。

7番(井上正宣君)

それでは、この規約の中に指名競争入札という文言があるんですが、こういう文言に対しては改正する必要があるわけですかね、協議会の中で。

企画課長(北島 徹君)

うちのほうに事務を引き継いだときの、向こうからいただいている中にそういうことがあるうかと思いますが、今現在までは指名競争入札というやり方でずうっとやってこられておりますので、うちのほうもそういうふうにやってきております。この入札、管理運営の発注のやり方につきましては、先ほども申し上げましたように、今現在のやり方、申し合わせ、それと、現在のこうあるべきではないかという提議もされておりますので、今後協議会の中で検討をいただいて、改善をするべきところがあれば改善をしていくということで考えております。

以上でございます。

7番(井上正宣君)

この指名競争入札の関係で、まだ疑問がございますので、私のほうもよく調べて、後日また対応したいと思っております。

以上です。

議長(吉富 隆君)

ほかに質疑はございませんか。

8番(伊東盛雄君)

今までの質疑を聞いていますと、町内に本社がある企業を優先というふうに私は聞きましたけど、平成16年、17年に発注しておるブリヂストングリーンランドスケープ株式会社、この本社は甘木市にあると私は思っています。その辺、執行部御存じであれば教えてください。

企画課長(北島 徹君)

私存じ上げておりませんので、至急調べさせて、すぐお答えをしたいと思います。

議長(吉富 隆君)

よろしゅうございますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はございませんか。

2番(原槙和彦君)

私、資料請求の中でちょっとお願いいたしましたけれども、20年と21年度分やなくしても、できれば書いてあります16年度からの入札関係の書類を。余りにも言われるとおり、20年と21年の問題じゃありません、これ。私は以前からそういったいろんなやはり何かが、同じ人が同一金額で同じところをずうっととっていくと、これに疑問を抱いておりますので、できれば16年、この書いてあるぐらいの資料をできるだけお願いいたします。

以上です。

議長(吉富 隆君)

いろいろと御質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(吉富 隆君)

異議なしと認めます。10時45分まで休憩をいたします。休憩。

午前10時28分 休憩

午前10時44分 再開

議長(吉富 隆君)

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

質疑はございませんか。

6番(矢動丸博文君)

町長にちょっとお尋ねしますけど、香椎造園がどうしても来る理由があったと思いますよね。そういう理由はお聞きしませんけど、今まで緑地は執行基礎と美国造園さんがやっていたわけでしょう。それなら、今度はそういう何ですかね、香椎造園さんに持ってくる理由はないでしょうが。あなたのお父さんの立派な会社の美国造園というとがあっでしょうが。そこに、ちゃんと推薦しとったら何の問題もなかったわけですよ、そうでしょう。それをあなたに一応聞いたけど、モラルの モラルなんか問題、だいがそがんこと言うですか。あそこの工業団地は、上峰の大字堤の土地と旧三田川、旧東脊振の土地と合わせて、もう何十年かは忘れましたけど、それで組んでして、その当時はもうそういうことで規約なんかは私はわからんけど、大ざっぱにしてあっですよ。そいけん、そこの土地の地に根についた造園会社、建設会社が5,000千円以下だから町長の推薦でなっておったと、私はそげん理解しています。

今度のときでも、わざわざ香椎造園さんに言わんで、あなたのお父さんの立派な会社があるけんが、そこにしたらよかったわけでしょう。理由は何もなかでしょうが。ただ、町長に聞いたらモラル、何がモラルの、当たり前のごとして当たり前にしたら、だれも議会でもほかの業者でも文句を一言も言うことはなかわけですよ。

そいけん、今度はこうなって今そういう話になったけど、今から、来年からは自分の親でもいいでしょうが、ちゃんと立派な会社やけん。そいけん、理由は、私はあなたが言うたけど、香椎造園さんはわざわざ来てする理由もなかわけでしょうが、あるならちょっと教えてください。

町長(武廣勇平君)

私は、この上峰町では常識になっているのか、それは許されるのかもしれませんが、他町では、三親等以内の肉親が工事を行う際、そういった入札資格指名を出さないというような取り決めをされているところがございます。上峰町はそれがないわけで、後から知りました

けれども、当初は父親の会社に推薦をするということ自体がモラルとしてどうかと、また法 的にどうかというところも含めて決裁を待った理由もございました。

この香椎造園さんを推薦する経緯としましては、昨年度は新たに造園工事業務の資格を得られた事業者を推薦されておられましたので、今年度も広く地元にございますので、御存じのとおり堤地区に、広く受注の機会を与えるために、昨年度同様、過去に推薦実績がない事業者を優先したということです。

当然のことながら、その先に入札というハードルがございますので、入札に参加できる機会をさらに広げたと、そういう認識でおります。これまで以上に事業者間でいい意味での競争が起きればという期待を込めたものでもございました。

こういう状況の中、最も重要なことは、落札した事業者が仕様書に沿って、その金額の範囲内で良好な結果を出すことに尽きると私は思っておりますので、御指摘の件も含めて、すべての工事、委託業務等に関しまして、管理、監督を厳格に実施していきたいというふうに思います。

また、香椎造園さんだと問題があるんじゃないかという御質問でしたが、先ほど4番漆原 先生のほうにもお伝えしましたけれども、営業所の届け出はこういうふうに分筆の中で行わ れてあり、今手元に資料を取り寄せましたが、国土調査というものの性格なんですけれども、 法務局で調べた旧字図をもとに、調査図をもとに現地調査を実施して、町や地元役員を初め、 関係者の立ち合いの中まず行われると。それで境界を定めると。その後、測量をしてその成 果を地権者に伝えて同意を得ると。成果を国に申請して許可を得る。その成果を登記上に送 り登記されると。登記済み通知が送られて町のデータ管理となるわけです。

だから、この経緯の中で、町からその事業所さんに住所の変更の指導等は行われていないことのほうが逆に違和感がありまして、その意味で、また先ほど8番議員が申されましたブリヂストングリーンランドスケープ、これも本社は甘木にあるというふうに確認いたしました。その中で、香椎造園さんを推薦することが問題だということのほうが私は違和感があるというふうに思っております。

6番(矢動丸博文君)

今町長のお言葉ですけど、現実に建物もない、電話はどこにとってあるかもわからん、わからんでしょう、私も建物がどこにあるか、地番だけはあるわけですよね。書類上は、書類上はもう全部クリアになってオーケーですよね。しかし、そこの中に駐在員がおるか、おらんならおらんでよかけど、電話番号は、電話もそこの建物の中になかならでけんですもん。それとも、どこかに借りて、あるならよかですよ。どこかに借りて、香椎造園さんのわざわざ何百万円のあれでするとで別に事務所を借りて委託してもらって、建物は何百万円もかかって建てるよりは、別の業者さんのところに頼んで、そうした中で、今現実に書類上だけで税金も払っておる、何も払っておる、書類上だけで現在の場所というか、建物もその場所に

は何もないわけでしょう。今の地番の届け出たところには。そういうところをわざわざ私は持ってくる必要はないと思いますけど、どこにそんならあっですか、電話なんかが。もしもいろんな問題が起きたとき、ちょっと電話するときは、やっぱり本社のほうにかけにゃいかんです。ここになしにゃいかんわけでしょう、営業所というとは。

町長(武廣勇平君)

2026の2にないということでありますが、これは分筆だということで、私はもう香椎造園 さんがそこにあるということは存じておりましたし、業績、規模、そして造園という意味で もふさわしいということで推薦させていただいたわけですが、電話についても、電話という 話もありましたけれども、電話帳を調べてみたら、ちゃんとした電話番号が記載され、香椎 造園佐賀営業所というふうに記載されておりました。

6番(矢動丸博文君)

もうこれ以上言いませんけど、それは電話番号はついとっでしょう、それは。しかし、その建物、普通一般常識で考えると、営業所、営業所って、こじんまりしたとでもよかですよ、そこにやっぱり電話なんか置いて、ちゃんとしとるなら、形態をしとるならよかですよ。書類上のことだけなら、やっぱり私どもは営業所となかなか香椎造園さんも大きいとは聞いていますよ。それで、そういうふうに大きいなら、営業所ならプレハブでも小さいのでも建てて常駐する社員さんが1人ぐらいおって、営業活動なんかずっとやっておるなら別ですよ。そいばってん、しとっていうのは私も全然わからんやったけん、それをしているというなら、それで結構です。

町長(武廣勇平君)

営業所については、電話番号53って書いていますので、上峰の電話番号だということであります。書類上も営業所、事業所の形として事務担当者と、あと何か必要な要件を満たす人がいらっしゃるというふうに思っておりますし、私、実はあそこの目の前をよく通るんですよ、御存じのとおり。事務所にもいつも人がおられますし、車もとまっております。だから、実態がないということを何をもって皆さんが言われているのかがちょっとわかりません。

議長(吉富 隆君)

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

5番(中山五雄君)

先ほど来質問があっておりますけれども、これは何日の日やったですかね、全協を開いて 現地を確認に行きましょうということで私は申し出をして、現地確認に行きました。そした ら、番地は違うかもしれません、そこまでは私もわかりませんでした。でも事務所は倉庫の 横に事務所も一緒につながって、それはありました。そいぎ、そこにその香椎造園さんの車 もありました。ノックをして中に入ろうかと思ったんですけれども、中にはかぎが詰まって 入れませんでしたけれども、事務所が実態がないというのは、これはもう確実にあったと私 はそう認識しております。

だから町長、その辺きちんと説明をされたらいかがですか。あるならあると、皆さんがないじゃないかということで言われておりますから、きちんと答弁のほどを、あそこにどこどこのどういうところにありますよと、番地は違うかもしれませんが、そこまでは行政側としても番地が分筆をされて、何か話を聞くと、国調のときに分筆をされたと聞きますけれども、なかなか指名願の云々でそこまで普通は気づかない点もあるかもしれませんけれども、その辺は行政側の手落ちかもしれませんけれども実態があるでしょう、ないですか。私は見に行ってありましたけれども、どうですか。

町長(武廣勇平君)

町として、事業所の調査はしておりませんが、私は先ほど申しましたように、毎日通るんですよ。そこにトラックも人もいらっしゃいます。よって、電話帳を見ても、電話も設置されておられますし、そのことをもって事業所はあると私は思っております。

議長(吉富 隆君)

ほかに質疑はございませんか。

企画課長(北島 徹君)

先ほど伊東議員のほうよりお尋ねがあっておりました件につきまして、お答えをしたいと 思います。

お手元のほうに配りました緩衝緑地維持管理事業の16年度から21年度、A4版の横ですが、16年度、17年度につきまして、ブリヂストングリーンランドスケープ株式会社というものの本社はというお尋ねでございました。本社は甘木市、上峰町内に佐賀営業所があるということでございます。

以上でございます。

9番(岡 光廣君)

今回、動議ということで提出に至ったわけですけれども、その内容を申し述べる前に、ちょっと確認しておきたいことがありますので申し上げます。

先ほど井上議員のほうから指名願を提出され、6月22日指名願を提出されて、そして翌日に推薦と、6月23日推薦という中の回答において、これは非常に大きな問題点というふうに私もとらえております。というのは、私の聞き違いであれば訂正いたしますけれども、町長の答弁の中に、22日に指名願を提出されているのは知らなかったというふうに答弁されております。本当に知らなかったかどうかということをまず確認します。

町長(武廣勇平君)

その当時において、指名願が提出されていることを知りませんでした。後日、指名願が提出されていることを確認いたしました。

以上です。

9番(岡 光廣君)

町長、本当のことを答弁お願いします。

なぜこういうことを言うたかと、私が質問したかということですよ。町長は、23日に決裁をされているわけですね。その前に、何らかの行動は起こされておりませんか。それを確認します。

町長(武廣勇平君)

何らかの行動とはどういうことでしょうか。

9番(岡 光廣君)

そしたら、具体的に申し上げます。

6月23日に町長のほうに決裁が回ったというふうに思います。ここに正式に調査の中でした形になっておりますので。いいですか、そのときに、町長は企画課のほうから課長か副課長が知りませんよ、確認をされておりませんか。

町長(武廣勇平君)

何の確認でしょうか。

9番(岡 光廣君)

そのときに、どのように言われたかは覚えておりませんか。

議長(吉富 降君)

ちょっと待ってください。9番議員さん、はっきり申し上げたらどうですか。

9番(岡 光廣君)

香椎造園は福岡の業者であり、地元にないので非常に困っておりますと。そのときに、町 長のお答えですね、いいですか。上峰町にありますと、建設課に聞いてくださいと。なぜこ のような回答をされたのかという理由、それが私は今までの質問に対する回答を見て、非常 に本当に気持ちをあらわしていないということで、こういう行動があったということは、私 は聞いておりますけれども、いかがでしょうか。

町長(武廣勇平君)

香椎造園さんが上峰町に営業所があるということは言いました。建設課に調べていただきたいということを言ったことはありますよ、それは推薦すると決めましたから。ただ、町内業者じゃなくて困っておりますなんて発言は一切したことがございません。

9番(岡 光廣君)

そしたら、井上議員の質問の中で、指名願が出されて、翌日推薦という形になっておりますけれども、この知らなかったというのはどういう意味ですか。

町長(武廣勇平君)

知らなかったということですか。上峰町に佐賀営業所があるということを私は目視でです

けど、知っておりましたし、ここを推薦するとそのときに決めたんですよ。だから、そのことは建設課に聞けばわかるというふうに、建設課に行ってくださいとか言った記憶はございませんけれども、上峰町に佐賀営業所があるということを私はその時点で知っておりましたし、その指名願云々に関して、私は一切考慮に入れたことが本当にないです。

以上です。

9番(岡 光廣君)

そしたら、お聞きします。

6月22日に香椎造園さんが指名願を提出されております。これは、もう皆さん方御存じのとおりです。そして、町は受理されております。そして、その分が6月23日、協議会の会長であります武廣町長のほうに実は回ってきているわけですね。そのときに、22日に井上議員の答弁の中では知らなかったというふうに言われておりますけれども、22日に指名願を提出され受理されて、何らかの報告がその日にあっていないですか。

町長(武廣勇平君)

一切ございません。この上峰町の指名願というものがなぜこのタイミングに出ているのか、いろんな意見があると思いますけれども、私は一切そのことについて判断したわけでございません。これは町から1社推薦というふうに聞いて、香椎造園を推薦させていただいたんです。

9番(岡 光廣君)

それは、非常に事務手続上おかしいですね。これが本当の、要するに今の上峰町の手続上の処理でしょうか。その日に出されて、その日に町は受理して、そして、何もこの上峰町のトップが知らないと、そして、この井上議員の中で22日に出されて、23日には既にもう推薦願は出されておるわけですよ。そういう状況の中で、それが町長の耳に入っていないこと自体が非常に大きな問題があるというふうに思いますが、いかがですか。

町長(武廣勇平君)

いや、指名願はこの規約に基づいても上峰町の条例に基づいても必要な これも後でわかったんですけど、私は1社推薦と聞いていたわけですから、おかしくないというふうに思っていますし、確かに指名願をこのタイミングで出されていること、これについては本当に私もそこがこういういろいろな皆様方の想像を生んでいると思いますけれども、それについて、私が知っていたらとか、そういったことは一切ございませんので、だからこそ、資料をどんどん出すというふうにこれまでも進めてきましたし、後ろめたいことが一切ないから、とことん具体的な事例を出していただきたいと思います。私が、何か後ろめたいことをしているというような、不正があるというふうなことを思っていらっしゃるなら、それがなければ、一切このストーリーが並行していくだけであって、これ以上の議論に進展はないと思います。だから、私はとにかく資料を出すというふうに、これまでも、これからも進めていき

たいというふうに思っています。

議長(吉富 隆君)

大変この問題は根が深いようでございますし、行ったり来たりの質問でございます。

ここで、お諮りをいたします。(「ちょっと議長、1つだけよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり)お諮りをいたします。審議の途中でございますが、ここで暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(吉富 隆君)

異議なしと認めます。したがって、暫時休憩をいたします。休憩。

午前11時5分 休憩

午前11時38分 再開

議長(吉富 隆君)

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

お諮りをいたします。本件につきましては、10人の委員で構成する佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会における調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(吉富 隆君)

異議なしと認めます。したがって、本案については、10人の委員で構成する佐賀東部緩衝 緑地等維持管理協議会における調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決 定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま決定いたしました佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会における調査特別委員会については、委員長に岡光廣君、副委員長に井上正宣君を選任したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(吉富 隆君)

異議なしと認めます。よって、委員長に岡光廣君、副委員長に井上正宣君が選任されました。今後の委員会には皆様方の御協力をお願いいたします。

お諮りをいたします。今、特別委員会が設置されましたので、ここで休憩を13時までした いと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(吉富 隆君)

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩をいたします。休憩。

午前11時40分 休憩

議長(吉富 隆君)

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程第1 議案第46号

議長(吉富 隆君)

日程第1.議案審議。議案第46号 平成21年度上峰町一般会計補正予算(第3号)。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

5番(中山五雄君)

お尋ねします。

3ページですね、款の1の町税、目の2の法人税、補正額が90,000千円減額になっておりますけれども、これは企業関係の売り上げが下がった分はもちろんだと思いますけれども、 廃業されたとか、その辺の中身がわかる分で結構ですから説明をお願いしたい。

税務課長(白濱博巳君)

この法人の関係でございますが、今現在、上峰町の中で法人が217、これは平成20年度分でございますがあります。そこの中で、今年度につきましては、まだ申告がなされていないところでございますので、正式な数字はわかりませんけれども、若干減っているところでございます。

移動につきましては、廃止届なり、また新規は新規ということで、変更も資本金の変更ですとか、事務所の変更等々はございますが、今現在、ここで廃業が幾らということにつきましては、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、廃業の数字につきましては済みません、後日御報告させていただきたたいと思います。

以上でございます。

5番(中山五雄君)

はっきりした数字はわからないということですけれども、ほとんど今100年に一度という不景気のあれで、ほとんどの企業さんがやっぱり縮小されてきたのが一番の原因かなと思っておりますけれども、こういう状態で、要するに上峰の町税がどんどんどんどんが過ることだけじゃなくて、やっぱり企業をどんどん誘致して税をふやしていくような形をとらないと、このままずっといけば減ることばかりじゃないかなと、簡単に世の中がよくなるというあれもないみたいですから、その辺も行政側としてこの法人税なり、いろいろプラスになるような形をどうかとるような考えがあるものかどうか。済みません、答弁をお願いします。

企画課長(北島 徹君)

ただいま企画課といたしましては、工業団地をホリカワ金属含めまして、それから、井手 口地区の東部あたりを工業団地として県のほうにこういうところがあるということで提案を 申し上げておりますので、そういうところに今おっしゃいましたように、景気が悪い中では ございますが、そういうところが企業あたりがこちらに来ていただくような、そういうPR 活動はいたしておるところでございます。

以上でございます。

5番(中山五雄君)

そのように努力をしていただきたいと思います。

それと、その下の款の1の町税、目の1の固定資産税は、これは補正額がふえておりますけれども、これは、宅地化がされてふえた分ですかね。

税務課長(白濱博巳君)

この件につきましては、土地、この14,490千円のうちの内訳でございますが、土地につきましては340千円ほど、それから、家屋につきましては7,328,000円、それから、償却資産につきましては6,822,000円でございますが、土地につきましては、若干宅地開発等々もございますが、固定資産税につきましては1月1日現在を基準にして4月以降不可でございますが、この件につきましては、負担調整の率による差額分の誤差というふうなことで御理解願いたいと思います。

それから、家屋につきましては、これは3年に一遍評価がえがありますが、その補正率で ございますけれども、当初はマイナスの補正率ということで見込んでおりましたけれども、 国の指示がプラスに転じたということで、その変更のための数字でございます。

償却資産につきましては、年度当初に設備投資が大きく減少というふうなことでの見積もっておりましたけれども、結果的に2月、3月の申告の段階で、それほどの減少の数ではなかったというふうなことで、今現在の調停額を見込んでの数字を上げさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

それから済みません、先ほど中山議員のほうからの法人の設置の廃止というふうなことでございますが、ことし4月から法人の移動届が出されておりますが、今現在30の移動届があっておりますが、新しく設置された法人、企業は5社、それから廃止が11でございます。この廃止は主にサティさんの店舗が若干多く占めているというふうなことでございます。それから、その他が14件ということで、廃止等の件につきまして御報告申し上げます。

以上でございます。

議長(吉富 隆君)

ほかに質疑はございませんか。

8番(伊東盛雄君)

説明書の10ページ、款の総務費で戸籍住民基本台帳費、これは補正では通信運搬費だけですけれども、戸籍謄本の電子化、これは一遍にやるんですか、各年度ごと区切って実施をす

るんですか、その辺を伺います。

住民課長(鶴田直輝君)

戸籍の電算化につきましては、中期財政計画等の聞き取り調査があったわけでございますけれども、業者等の考え方としましては、一遍にお金を約億というお金になりますけれども、それを出しきらないという形で、5カ年で債務負担行為なりをお願いしながら5カ年の期間で実施をしていくというような計画で今協議を行っておるところでございます。

議長(吉富 隆君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんか。

1番(松田俊和君)

16ページ、節の15番、工事請負費5,000千円とありますけれども、先日の連絡では側溝が3,000千円と町道の2,000千円とありますけれども、これは去年度、20年度においては5,440千円ほどの費用がかかっています。それで、この20年度の継続事業でまた5,000千円かかるものなのか、それとも新規でこの5,000千円をとられているのかを教えてください。

建設課長(江崎文男君)

ただいまの松田議員の御質問ですけれども、継続事業ではございません。

今回、工事請負の補正の中身ですけれども、昨日等にもお話をいたしました住宅地の排水 不良ということで、ことし今回考えているところが、井手口団地の東のほうの坂があるんで すけれども、その井手口団地の排水不良の側溝整備ということで上げております。

井手口団地につきましては、側溝全体が440メーターあるんですけれども、きのうもお話をしたとおり、都市計画以前の団地ということで、側溝整備がなされておりません。その実態を申しますと、道路側に空洞ブロックがあって一応側溝の形態をなしているようなところでございます。そういう中で、一番下流の一番下のところの家のほうに汚水がすべて入っていくような状態ですので、全延長440メーターのうち、今回はその一番下がっているところの、水が一番集まっているところの側溝整備ということで、今回50メーター予定をしております。

それと、舗装、補修につきましては、一応地区からの要望等もございますけれども、部分的な舗装という形で一応考えております。それと、あと中の尾団地あたりのガードパイプの破損がありますので、そのガードパイプの補修ということで、今回補正をお願いしているところでございます。

議長(吉富 隆君)

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(吉富 隆君)

ないようですので、議案第46号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第47号

議長(吉富 隆君)

日程第2.議案第47号 平成21年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(吉富 隆君)

ないようですので、議案第47号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第48号

議長(吉富 隆君)

日程第3. 議案第48号 平成21年度上峰町老人保健特別会計補正予算(第2号)。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(吉富 隆君)

ないようですので、議案第48号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第49号

議長(吉富 隆君)

日程第4.議案第49号 平成21年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(吉富 隆君)

ないようですので、議案第49号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第50号

議長(吉富 隆君)

日程第5. 議案第50号 平成21年度上峰町土地取得特別会計補正予算(第1号)。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(吉富 隆君)

ないようですので、議案第50号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第51号

議長(吉富 隆君)

日程第6.議案第51号 平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番(伊東盛雄君)

先日の新聞で負担金の時効が来ているという報道がされましたけれども、これはつなぎ込みが終わってない方の負担金未納で時効が来たというふうに理解をしておりますけれども、今後、つなぎ込みをされるときには、200千円の負担金をとられますか、その辺をお伺いします。

建設課長(江崎文男君)

伊東議員の御質問でございますけれども、御承知のように、新聞報道で5年以上過ぎた分の分担金の時効ということで、新聞に掲げられたところでございます。本町におきましても、約1,280千円ほどの時効になる金額がございます。それにつきましては、県との協議等も行いまして、あくまでも時効ということになりますので、これについては不納欠損という形に事務的には処理していかなければならないということで進めているところでございます。なお、その1,280千円ほどの先ほどおっしゃられた方については、つなぎ込みをされていない方でございます。なおかつ、分担金を払ってつなぎ込みをされていないという方になりますけれども、その方々がもしつなぎ込みの申請をされた場合、その負担金についてどうかという御質問だと思うんですけれども、法的にはとれないということでございます。

よって、1,280千円の不納欠損をした方につきまして、今後そのような申請等がございましたときには、基本的には負担金としての効能がなくなりますのでとれませんけれども、話の中で、一応こちらの話としては、方法としては寄附的なことでの申請者からの願いがあれば、寄附金としてはとれるかと思いますけれども、先ほど言いました負担金、分担金ということではとれない。そして、つなぎ込みの申請がなされたときには、申請どおり許可をするような方向になるかと思います。

以上です。

8番(伊東盛雄君)

つなぎ込みを申し込まれた方は、新規申し込みという扱いという理解でいいですか。

建設課長(江崎文男君)

いや、もともとその方々につきましては、事業開始に申請をされた方ですので、新規加入 の扱いもできません。よって、申請がなされた場合につきましては、つなぎ込みを許可する 方法しかないと思います。

8番(伊東盛雄君)

それは、不納欠損はした。そして、その分はもう時効だから追加の料金は払わなくてもつ なぎ込みさせるという見解ですね。

建設課長(江崎文男君)

そのようになるかと思います。

議長(吉富 隆君)

ほかに質疑はございませんか。

5番(中山五雄君)

4ページの款の1の総務費、目の一般管理費の中の節の11の需用費の中に修繕料となっていますけど、これは真空弁の修繕ですかね。

建設課長(江崎文男君)

議員おっしゃるとおり、前牟田地区の真空弁等がかなり老朽化しておりますので、定期的に取りかえじゃなくて、オーバーホールをしているところでございます。年間大体10戸以内 ぐらいでの定期的なオーバーホールをしておりますので、今回もそのような形での真空弁の オーバーホールということと、緊急時のための修繕費ということでも今回2,400千円という 数字で緊急時の修繕費までを含めたところでの補正ということでお願いしております。

5番(中山五雄君)

わかりました。

議長(吉富 隆君)

ほかに質疑はございませんか。

2番(原槙和彦君)

同じく4ページの目の1、一般管理費の中の節の12なんですが、これは前牟田の汚泥のく み取り料、これは昨年あたりから急激に上がっていると感じております。どういった原因で 上がっているか、それをよければお聞かせください。

建設課長(江崎文男君)

前もって今回の補正金額につきましては、最終的な補正金額につきましては平成20年度の 役務費と同額であります。それの中で、前牟田地区の汚泥くみ取り料ですけれども、おっしゃられるとおり、今一番、規模的に計画人口に対してふえているのが前牟田処理区でございます。その中身につきましては、2つほどの原因がございまして、1つは野菊の里からの流入量の増加、それを超えるところが、皆様御存じのようにタマネギ工場ですかね、山全フーズのタマネギ工場の排水等の流水が異常にここ何年かふえてきております。このような状態を見ますところ、一昨日もちょっと説明したんですけれども、要するに、このような形で上水道ですので、使用水量がふえているという形になるかと思います。

よって、使われた分については、やっぱりその使用量に見合う分の使用料を取るのが筋だと思って、今回御説明をしたとおり、このような形になるようなところもありますので、要するに水道水量に応じた使用料の見直しを今後やって、このような法人的な方々については、もう少し負担をしてもらうというのが今回の使用料の目的でもございます。

以上です。

2番(原槙和彦君)

先ほど、きのうの使用料云々の答弁も十分聞かせてもらっております。この件につきまし

ては、私は12月の議会で事業所の使用料の見直しを質問させていただいております。できれば4月から、22年度の初めからと考えておりましたけれども、きのうの答弁については、ちょっと無理だというようなことだったと思います。本当に言われるとおり、やはり公平性もある程度考えていただくというようなことから、できれば急いでいただいて、当然条例開始あたりも出てくるかと思います。22年度の当初の予算に繰り込めるように努力をお願いして終わります。

建設課長(江崎文男君)

この使用料の見直しにつきましては、先ほどから言っておりますけれども、東部水道企業団との関係もございます。よって、今から調査をいたしまして、うちのほうで資料を取りまとめて、その資料に基づいて東部水道企業団のほうで中身的なチェックをいたしまして、中身の要するにソフト的な対応を東部水道企業団のほうで使用料の見直しということでやっていきますので、今後はその調査を急ぎ、なおかつ水道企業団との協議を早目に行って、なるべく来年度の予算に間に合うように努力いたします。

2番(原槙和彦君)

ありがとうございます。

私は昨年の12月なんですよね、もう9カ月なんですよ。それを今からとかなんとかと、そういった調査に金の問題もあったかとも思いますけれども、とにかく、やはり急いでいただきたいと。そして、きのうも言われたように、あと15,000千円、維持管理費に一歩でも近づけていただきたいと希望して終わります。

議長(吉富 隆君)

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(吉富 隆君)

ないようですので、議案第51号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第52号

議長(吉富 隆君)

日程第7.議案第52号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(吉富 隆君)

ないようですので、議案第52号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第53号

議長(吉富 隆君)

日程第8.議案第53号 上峰町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(吉富 隆君)

ないようですので、議案第53号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第54号

議長(吉富 隆君)

日程第9.議案第54号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(吉富 隆君)

ないようですので、議案第54号の質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。日程第10に入る前に、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号及び議案第61号は、それぞれ決算認定の件であります。 7 議案については一括審議としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(吉富 隆君)

異議なしと認めます。よって、7議案については一括審議といたします。

審議に入る前に、監査委員による平成20年度の各種会計決算審査の報告を求めます。

4番(漆原悦子君)

平成20年度各種会計決算審査の報告をいたします。

平成21年9月4日

上峰町長 武 廣 勇 平 様

上峰町監査委員 寺崎 龍 馬

上峰町監査委員 漆原悦子

平成20年度上峰町一般会計及び特別会計決算

並びに資金の運用状況に係る審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成20年度上峰町一般会計及び特別会計決算並びに、同法第241条第5項の規定により審査を求められた基金の運用状況について、その審査を終了したので意見書を提出する。

平成20年度決算審査の概要

- 1.決算審査の対象
 - (1) 平成20年度 上峰町一般会計歳入歳出決算書

..... 2

(2)	平成20年度	上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書	11
(3)	平成20年度	上峰町老人保健特別会計歳入歳出決算書	15
(4)	平成20年度	上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書	16
(5)	平成20年度	上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算書	17
(6)	平成20年度	上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算書	18
(7)	平成20年度	上峰町工業用地取得造成分譲特別会計歳入歳出決算書	20
(8)	平成20年度末	E起債等残高	21
(9)	平成20年度基	金の運用状況	23

2.審査の期日

平成21年7月29日・30日・31日・8月3日・5日・6日 (6日間)

3.審査の総括意見

- (1) 平成20年度一般会計並びに各種特別会計の歳入歳出決算については、計数は正確で 関係帳票、証拠書類も整備され、歳入歳出差引残高は、照合検査の結果正確であることを確認した。
- (2) 予算執行については、効率的執行に努力していることは評価できる。 執行に当たっては、町条例、規則の規定を十分にふまえ、正確かつ適正な執行に努められたい。
- (3) 決算状況を指数別に検討すること。

本年度の財政力指数は、0.66で前年と同率であり、高い水準を示している。

経常収支比率の目安としては75%未満が望ましいとされており、比率が低いほど弾力性がありその余力は住民福祉向上のための建設事業などの経費に充当が可能となる。本町の場合、前年度99.1% 本年度96.4%となって2.7ポイント減とはなっているが、依然として財政の硬直化を充分自覚しなければならない。

公債費比率の目安としては、10%程度が望ましいとされ、15%を超えると財政硬直化の一因となるものとされているが、本町の場合は、一般会計では前年度17.0%、本年度15.5%と減少傾向にはあるが、起債の借り換えを行った事による減少であり楽観視はできない。また、特別会計等の起債償還分を含めた実質公債費比率は、前年度23.3% 本年度23.7%で、0.4ポイント上昇しており、今後とも公債費の増大により、財政の運営は益々困難性が顕著になってきており、この現状を充分自覚して義務的経費、物件費、補助費などの節減を図ることは勿論のこと、自主財源としての町税等の徴収率(本年度は町税徴収率92.8%)の向上に尚一層の努力を強く望む。

これらを充分自覚しながら、財政の硬直化に歯止めをかけるよう、徹底した行財政 改革により抜本的な見直しを図り、真剣に財政の健全化に取り組む必要がある。 以下は、お目通しをお願いいたします。

これで報告を終わります。

議長(吉富 隆君)

ただいま漆原監査委員より平成20年度の各種会計決算審査の報告が終わりました。

日程第10~第16 議案第55号~議案第61号

議長(吉富 隆君)

日程第10から日程16. 議案第55号から議案第61号。

お諮りをいたします。日程第10から第16までの各種決算認定の審議に入るわけでございますが、決算につきましては、委員会条例第4条第1項の規定により10名による決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審議とすることとしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(吉富 隆君)

異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第61号までの各種決算認定については、10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審議とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま決定いたしました決算特別委員会については、事前協議のとおり委員長に岡光廣君、副委員長に松田俊和君を選任したいと思いますが、これに御異議 ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(吉富 隆君)

異議なしと認めます。よって、委員長に岡光廣君、副委員長に松田俊和君が選任をされま した。皆様方の御協力を重ねてお願いをいたします。

岡光廣議員に登壇していただき、ごあいさつをお願いいたします。

9番(岡 光廣君)

皆さん、こんにちは。

ただいまの議案につきまして、議案第55号、56号、57号、58号、59号、60号、61号につきましては、決算特別委員会のほうに付託するということで、御承認をいただきました。そういうことで、今回の決算特別委員会におきましては、私委員長として任を重く受けとめ、十分なる審議をしていただくように進めてまいりたいというふうに思っております。

そういうことで、10名の議員によって決算特別委員会を開催することになりましたので、 皆さん方の十分なる御審議をよろしくお願い申し上げまして、決算特別委員会の委員長とし てよろしくお願い申し上げます。

日程第17 議案第62号

議長(吉富 隆君)

日程第17. 議案第62号 上峰町教育委員会委員の選任同意について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番(伊東盛雄君)

議案第62号に出ている中山礼子氏、非常に立派な子育てをしておられると伺っておりますが、町長、子供さんはどういう学校に行っておられるか、ちょっと教えてください。

町長(武廣勇平君)

中山礼子さんでございますが、長男が国立京都大学4回生、次男が国立山口大学2回生、 長女が佐賀県立致遠館高校1年生でございます。主婦として、保護者の立場から教育委員に 選任させていただきたいと思っております。

8番(伊東盛雄君)

この前の条例と順番が変わっていますが、前任者の残任期間が違うんじゃないかと判断しますが、この中山礼子氏と矢動丸壽之氏の在任期間、これが異なるんじゃないんですか。そこを教えてください。

教育長職務代理者(鶴田良弘君)

議案第62号の中山さんについては22年3月31日までと、それから、議案第63号の矢動丸壽 之さんについては23年11月1日までが在任期間となっております。

以上です。

議長(吉富 隆君)

よろしゅうございますか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(吉富 隆君)

ないようですので、議案第62号の質疑を終結いたします。

日程第17 議案第63号

議長(吉富 隆君)

日程第17. 議案第63号 上峰町教育委員会委員の選任同意について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番(松尾 仁君)

町長にお伺いいたします。

この教育委員の選任同意、これは矢動丸壽之氏の場合、これは御本人のほうから教育委員のほうにお願いをする、もしくは町長のほうからひとつお願いをする。いずれかでございますかね。御本人の申し出か、それとも町長の御希望でそのようになっているか、ここのどちらかお伺いしたいと思いますけど。

町長(武廣勇平君)

3番松尾仁議員の質問ですが、これは私からの選任を今教育委員にと、ふさわしいという 思いで提案させていただいております。矢動丸氏については、県の教育委員会の職員でもあ りまして、県教育行政にも精通されておるという立場で適格者だと思って上程させていただ きました。

議長(吉富 隆君)

よろしゅうございますか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(吉富 隆君)

ないようですので、議案第63号の質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。以上を持ちまして本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(吉富 隆君)

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。 これをもって散会をいたします。本日は大変ありがとうございました。

午後1時38分 散会